

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令和7年3月13日

南丹市長

市町村名 (市町村コード)	南丹市 (262137)
地域名 (地域内農業集落名)	美山町宮島地域 (原、板橋、宮脇、下吉田、島、長谷、上司、和泉、静原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月20日 ～ 令和6年12月20日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

・当地域は稲作を中心に栽培しているが、高齢化が進行等の影響で発生する耕作放棄地を利用し農事組合が蕎麦を栽培している。しかしながら、借り受けられる農地も面積も限られ、新規就農者の確保も困難なことから、今後耕作放棄地をどのように防止していくかが課題である。

・新規就農を希望するものがいれば受け入れる体制を整えてはいるが、今まで受け入れた新規就農者も長続きしていない状況にあり、条件不利な中山間地での就農の困難さを感じているところである。

・以前集落営農の立ち上げの話が出たことがあるが実現に至らなかった。そのような中、近年農地中間管理機構を活用しての貸付を行い、農地を利用し守っている。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

・農事組合が所有する大型機械を有効活用することで農家個人の経費削減を図ると共に農業がやりやすくなるよう条件整備をしていく。

・農地を効率的に活用するためには、土地利用型作物を作付けする方が経済的であることから、水稻を中心とした農地利用を進める。また、農事組合において農業機械の共同利用を進めており、農業者のコスト低減を今後も図っていく。

・農地を利用する人材を確保し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制を図る。

・農振農用地はもちろん、農振農用地外の農地も極力荒廃させないため、複数回会議を重ね、地域一体となって農地を守り、今後の地域農業を考えてそれを共有していきたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	76.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	76.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及び農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
高齢等で農業者が耕作ができない状況になった時に、スムーズに農地中間管理機構を通じて貸し付けが行えるよう地域で情報共有が取れる体制を整える。
(3)基盤整備事業への取組方針※
基盤整備が完了から時間が経過しており、頭首工や水路の老朽化が見られるので計画的な補修等を継続して行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
多様な経営体に農地保全に協力いただき、地域の重要な資源である農地の効率的な活用を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
活用できる農業支援サービスがあれば積極的な活用を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策※	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①鹿、猪の被害が多く、拡大しないよう自治会、農事役員において補修を行っている。また、他地域の先進事例を参考に獣害対策を実施する。

⑦耕作が困難な農地については、農地として活用ができるよう保全管理を徹底する。また、高齢化していく個人に管理を任せるのではなく、共同利用の草刈機を使用し、複数で保全管理に努める。

⑧老朽化した頭首工や水路の補修を継続して行う。